

美浜町下水道事業経営戦略

(令和6年度～令和15年度)

令和6年3月改定

美浜町上下水道課

目 次

1. 経営戦略策定の目的	1
2. 事業概要	
(1) 事業の現況	2
①施設等（令和5年3月31日現在）	3
②使用料	3
③組 織	4
(2) 民間活力の活用等	5
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析と評価	6
3. 将来の事業環境	
(1) 処理区域内の人口の予測	8
(2) 有収水量の予測	9
4. 経営の基本方針	10
5. 投資・財政計画（収支計画）	
(1) 投資・財政計画（収支計画）	10
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	10
(3) 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	10
6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	12
(別紙1) 経営比較分析表緒（公共下水道事業）	14
(別紙2) 経営比較分析表緒（農業集落排水事業）	15
(別紙3) 下水道事業投資・財政計画（収支計画）	16
(別紙4) 原価計算表	18

1. 経営戦略策定の目的

下水道は、公共用水域の水質保全に資するとともに、都市の健全な発達と住民の生活環境の向上に欠かすことのできない重要な役割を担っています。

美浜町の下水処理は公共下水道と農業集落排水があり、都市計画区域エリア（一部区域外含む）については公共下水道、農地エリアについては農業集落排水での処理となっています。

公共下水道事業は平成 11 年 10 月に事業認可を受け、平成 17 年より供用を開始しました。平成 28 年度までに都市計画区域及び一部区域外を含め 99ha の整備が完了しました。

農業集落排水事業の和田処理区は昭和 59 年 4 月に事業認可を受け、平成 3 年より供用を開始し平成 3 年度までに 56ha の整備が完了、入山・上田井処理区は平成 5 年 4 月に事業認可を受け、平成 9 年より供用を開始し平成 12 年度までに 45.9ha の整備が完了しました。現在 3 つの処理区について整備率は 100% であり全面供用開始となっています。

公共下水道事業及び農業集落排水事業は事業規模がそれほど大きくなく、一般会計からの繰入れに頼って運営を行っている現状であり、今後は人口減少時代到来に伴い少子高齢化、また節水化社会への変化により使用料収入の減少が懸念されます。それに加え事業開始から数十年の期間が経過した施設等の長寿命化や老朽化対策の費用も必要となってくることから、経営環境は益々厳しさを増していくことが想定されます。このため美浜町下水道事業においても経営の指針となる計画や戦略が必要とされてきます。

経営戦略は平成 26 年 8 月の総務省通知「公営企業の経営にあたっての留意事項について」により、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むため会計毎に策定することが求められているもので、地方公営企業が将来にわたり安定的に事業を運営していくための中長期的な経営の基本計画となるものです。

美浜町においても限られた財源のなかで、経営環境の変化に適切に対応し経営基盤の強化を図ることにより、今後も持続的・安定的な下水道サービスを供給していくための指針として「美浜町下水道事業経営戦略」を策定するものです。

2. 事業概要

(1) 事業の現況

令和5年3月31日現在

	公共下水道事業	農業集落排水事業	
		和田処理区	入山・上田井処理区
事業認可年	平成11年	昭和59年	平成5年
供用開始年度 (供用開始後年数)	平成17年度 (供用開始後18年)	平成3年度 (供用開始後32年)	平成9年度 (供用開始後26年)
法適(全部適用・一部適用)・非適	一部適用(令和4年4月適用) 公共下水道事業会計と農業集落排水事業会計を一元化する		
処理区域内人口密度	29.3人/ha	36.5人/ha	22.6人/ha
流域下水道当へ接続の有無	無		
処理区数	1処理区	1処理区	1処理区
処理場数 (施設名)	1箇所 (松原浄化センター)	1箇所 (和田処理場)	1箇所 (入山・上田井処理場)
処理区域面積	99ha	56ha	45.9ha
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	広域化、共同化、最適化は実施していません。農地地域は農業集落排水事業、人家の集合地域は公共下水道事業で汚水処理を行っていますが、将来的には人口減少や施設の老朽化、また時代や環境の変化に対応した適正な施設規模にすることや処理場の統廃合など広域化を検討する必要があります。また、山間部等の集合処理が適さない地区は計画区域に含めず、合併処理浄化槽での汚水処理を推進しています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

① 施設等

本町が保有する施設として、汚水処理場、マンホールポンプ（中継ポンプ）及び管渠があります。

公共下水道事業では、汚水処理場 1 箇所、マンホールポンプ 21 箇所、汚水管渠約 23 km、圧送管渠約 4.5 km、を保有しています。

農業集落排水事業では、汚水処理場 2 箇所、中継ポンプ 15 箇所（入山・上田井処理区）、汚水管渠約 23 km（和田処理区 約 14 km、入山・上田井処理区 約 9.0 km）、圧送管渠約 1 km（入山・上田井処理区）を保有しています。

・各処理場の処理能力は、次のとおりです。

施設名称	処理能力	処理方式
松原浄化センター	2,000 m ³ /日	オキシデーションディッチ方式
和田処理場	695 m ³ /日	最初沈殿槽を前置した連続流入間欠ばっ気方式
入山・上田井処理場	528 m ³ /日	オキシデーションディッチ方式

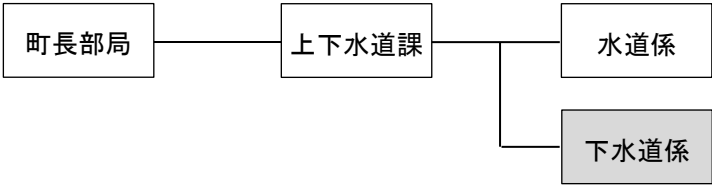
② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・基本料金 1世帯当たり1ヶ月につき1,623円（税込） ・従量料金 水道使用量1m³につき62円（税込） なお、業務使用料及びその他の使用料についても一般家庭使用料と一律であります。（平成30年5月1日改定）		
業務用使用料体系の概要・考え方	一般家庭用と同様		
その他の使用料体系の概要・考え方	一般家庭用と同様		
条例上の使用料（税込）*2	令和2年度 2,863円	実質的な使用料（税込）*3	令和2年度 3,250円
20m ³ あたり	令和3年度 2,863円		令和3年度 3,008円
※過去3年度分を記載	令和4年度 2,863円		令和4年度 3,307円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

③ 組織

職員数	3名〔公共1、農集2〕（令和5年3月31日現在）
事業運営組織	 <pre> graph LR A[町長部局] --- B[上下水道課] B --- C[水道係] B --- D[下水道係] style D fill:#ccc </pre> <p>平成17年度の旧下水道課と旧水道課の統合以降、それぞれ別々に使用料金の請求や、管理していた調定収納事務等を上下水道料金として一本化することで、より効率的な事務改善に努めています。また近年、職員数については減少しており、今後も引き続き経営の効率化、事業に合わせた適切な人員配置等の検討に努めます。</p>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	<p>地元の業者に維持管理を委託し、松原浄化センター、和田処理場、入山・上田井処理場は週に2回、マンホールポンプ21箇所、中継ポンプ15箇所は週に1回、機器の整備点検等を実施し、機器の故障等を最小限にするよう努めており、また緊急事態発生時にも速やかに対応し被害を最小限にするよう努めています。</p> <p>また、汚泥収集運搬業務や管渠清掃業務も民間委託しています。</p>
	イ 指定管理者制度	—
	ウ PPP・PFI	—
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)	—
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)	—

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析と評価

経営比較分析表は、経営及び施設の状況等を表す指標を活用し、経年比較や類似団体との比較分析から経営の現状や課題を把握するために作成し公表しています。(別紙1、別紙2参照)

【収益的収支比率】

指標	使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、維持管理費等の総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標					
算定式	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用+地方債償還金}} \times 100$					
直近の数値 (単位：%)	公 共	令和2年度	98.37	農 集	令和2年度	95.90
		令和3年度	94.06		令和3年度	88.88
		令和4年度	63.19		令和4年度	82.56
分析・評価	比率的には100%近くを推移していますが、使用量だけでは維持管理費を賄えず一般会計からの繰入金により、赤字を補填している状況です。また、令和4年度から公営企業会計への移行により、減価償却費が計上されたため比率が低下しています。					

【経費回収率】

() 類似団体平均値

指標	使用料で回収すべき経費(汚水処理費)をどの程度賄えているかを表す指標					
算定式	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費(公費負担分除く)}} \times 100$					
直近の数値 (単位：%)	公 共	令和2年度	74.39 (82.65)	農 集	令和2年度	93.65 (68.11)
		令和3年度	61.39 (82.55)		令和3年度	78.02 (67.23)
		令和4年度	100.91 (83.55)		令和4年度	90.96 (61.82)
分析・評価	令和2・3年度と法適用事業に伴い、例年と比べ費用が嵩み100%を下回りましたが、令和4年度は公共下水道事業、農業集落排水事業とも100%近くを推移しています。汚水処理に係る費用が使用料収入で辛うじて賄えている状況であります。					

【汚水処理原価】

() 類似団体平均値

指標	有収水量 1 m ³ 当たりの汚水処理費に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表す指標					
算定式	$\frac{\text{汚水処理費（公費負担分除く）}}{\text{年間有収水量}} \times 100$					
直近の数値 (単位：円)	公 共	令和 2 年度	218.47 (186.30)	農 集	令和 2 年度	159.42 (222.41)
		令和 3 年度	245.06 (188.38)		令和 3 年度	177.63 (228.21)
		令和 4 年度	150.57 (185.98)		令和 4 年度	153.78 (246.90)
分析・評価	類似団体の平均と比較すると令和 2・3 年度は法適用事業の影響により高い水準にありますが、令和 4 年度は低くなっています。今後も引き続き維持管理費の削減に努めます。					

3. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

昭和末期から平成初期まで続いた宅地造成開発が徐々に減少し、少子高齢化に伴い行政人口は減少傾向で下水道処理区域内人口についても同じく減少が予想されます。

【人口ビジョン推計値】

(単位：人)

	令和2年度 (2020)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)
総人口	7,164	6,709	6,264	5,824

【推計値と実績値との比較】

	推計値	実績値	補正率
令和2年度 (2020)	7,164	6,873	95.9%

令和2年度の値から人口減少が推計より加速していることがわかります。

【人口ビジョン値補正後】

(単位：人)

	令和2年度 実績 (2020)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)
総人口	6,873	6,434	6,007	5,585

人口ビジョン推計値へ補正率を乗じた将来推計になります。

【処理区域内人口】

(単位：人)

	令和2年度 実績 (2020)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)
全 体	6,873	6,434	6,007	5,585
公共下水道事業 区域内 (R2 実績 44.3%)	3,046	2,850	2,661	2,474
農業集落排水事業 区域内 (R2 実績 46.7%)	3,208	3,005	2,805	2,608

処理区域内外人口比率を将来人口に乗じた将来処理区域内人口になります。

(2) 有収水量の予測

処理区域内の段階別使用水量の推移は下表のとおりです。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり微増となっておりますが、その後は人口減少等に伴い有収水量は微減へ転じています。

公共下水道事業（直近5年）

（単位：m³）

年度 段階	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
0～20 m ³	76,596	77,961	77,885	79,338	82,109
21～100 m ³	165,056	159,103	163,430	154,640	146,354
101～200 m ³	2,657	3,580	4,995	7,829	7,343
200～500 m ³	8,420	8,360	6,760	6,761	5,275
501～1,000 m ³	9,016	5,772	8,617	4,859	4,296
1,001～5,000 m ³	16,398	19,471	14,381	12,373	13,048
5,001～10,000 m ³	—	—	—	—	—
10,001 m ³ ～	—	—	—	—	—
合計	278,143	274,247	276,068	265,800	258,425

農業集落排水事業（直近5年）

（単位：m³）

年度 段階	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
0～20 m ³	90,169	90,070	88,741	91,996	93,506
21～100 m ³	168,739	166,501	176,134	168,202	160,833
101～200 m ³	7,193	7,405	5,127	4,281	3,021
200～500 m ³	5,528	6,923	5,193	4,948	5,507
501～1,000 m ³	—	—	—	—	779
1,001～5,000 m ³	13,574	16,348	15,820	15,352	14,106
5,001～10,000 m ³	—	—	—	—	—
10,001 m ³ ～	—	—	—	—	—
合計	285,203	287,247	291,015	284,779	277,752

4. 経営の基本方針

美しい自然に恵まれた「町名にふさわしい町づくり」を進めるため、また定住基盤整備の一環とした生活環境の改善による健全な発展を促進するため、下水道を重点的に整備する施策を進めてまいりました。将来にわたり安定した下水道サービスの提供を実現するため、次の2つを基本方針とし事業運営に取り組んでいきます。

① 安定的な事業運営に努めます。

下水道事業は地域住民に直接的な影響を及ぼす生活基盤事業です。今後は人口減少時代の到来に伴い少子高齢化、節水型社会への変化により使用水量の減少に伴う使用料収入の減収が予想されるなかで、安定的な下水道事業を継続していくために施設に関する委託や修繕等の効率化、維持管理費の削減等に取り組み、健全な運営を図りながら、住民の快適で安全・安心なまちづくりに貢献することを基本理念とします。

② 快適な暮らしを支える生活基盤の推進に寄与します。

施設の老朽化、管渠等の法定耐用年数をこれから迎えるにあたり止めることができない重要なライフラインであり計画的な修繕及び更新を行っていく必要があります。予め点検や維持補修・更新を設定し、重要性や劣化状態など優先度を検討した上で、予防保全型の維持管理に努めます。

5. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）

別紙3のとおり

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

公共下水道事業は平成17年度から供用開始している中、管渠工事も平成28年度をもって完了しました。また、現在の松原浄化センター処理能力は約50%の流入量であり、将来を考えても処理能力が十分だと判断できるため、松原浄化センター2期工事は不要であり、管渠工事も更新時期ではないので、本計画の期間内に建設改良費は考慮していません。

農業集落排水事業の和田及び入山・上田井処理区とも供用開始から数十年が経過していますが、双方とも宅地造成などによる宅地化も近年進んでいない状況であり、そのような現状から将来を考えても処理能力が十分だと判断できるため、機械設備等の更新や修繕により施設を維持管理し、管渠工事も更新時期ではないので本計画の期間内に建設改良費は考慮していません。

② 収支計画のうち財源についての説明

使用料の収入については、公共下水道事業の管渠工事完了後の全供用開始となる平成29年度頃がピークと考え、その後は人口ビジョンや有収水量の実績等を考慮し年間3%の減少を見込んでいます。地方債については工事が完了していることから新たな借入は見込んでいません。繰入金については、財政担当課と協議を行い最小限になるよう身近なところから節約等に努めます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

職員給料費については、令和5年度予算に基づき23,000,000円を見込んでいます。また、動力

費・薬品費・委託費・その他については、令和5年度予算を基に、経営戦略策定ガイドラインにも掲げている物価上昇率1%の増加を見込んでいます。

(3) 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

その他の取組	細かい各機器のメンテナンスや管渠清掃を行い、耐用年数以上に各機器が運転できるよう、また十分な機能を発揮できるよう努力します。
--------	--

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	平成30年に3つの処理区の料金平準化を実施し、料金については5年間据え置きすることとしていました。令和4年度から法適用したこともあり令和6年度以降に使用料の改定を予定しています。
---------------	---

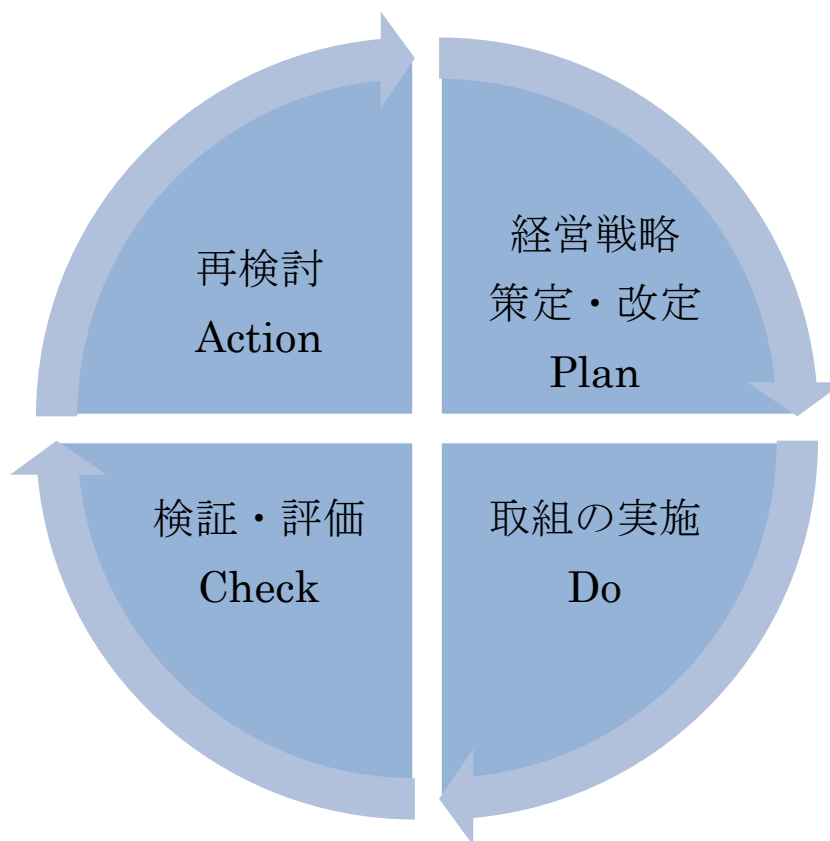
③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

職員給与費に関する事項	今後も引き続き経営の効率化、事業に合わせた適切な人員配置等の検討に努めます。
動力費に関する事項	春夏秋冬の水温の変動で機器の運転時間を微調整し、動力費の節約に努めます。
薬品費に関する事項	現在、使用している薬品と同等な薬品で価格の安い物があるか調査し、薬品費減少に向け検討します。
修繕費に関する事項	公共下水道事業及び農業集落排水事業について本計画期間中に耐用年数を超過する管渠はありませんが、将来的には管渠の修繕費用が大きくなっていくことが予想される中、当面の間は松原浄化センター、和田処理場、入山・上田井処理場の各機器・マンホールポンプなど日頃の細かいメンテナンスに力を入れ、各機器等が十分な機能を発揮できるように努めます。また、計画的な修繕を行うことで、修繕費に要する費用の減少に努めます。

6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・ 検証（モニタリング） 毎年の決算を収支計画に照らし合わせて検証・ 見直し（ローリング） 検証を踏まえ、5年ごとに見直しを行います。 また、使用料改定等の大幅な変動があった場合や実績と乖離が著しい場合は経営のあり方を検討し大規模な計画の見直しを行います。
---------------------	---

経営戦略のPDCAサイクル



経営比較分析表（令和4年度決算）

和歌山県 美浜町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cc2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ² 当たり家賃料金(円)
-	40.29	44.26	110.58	2,863

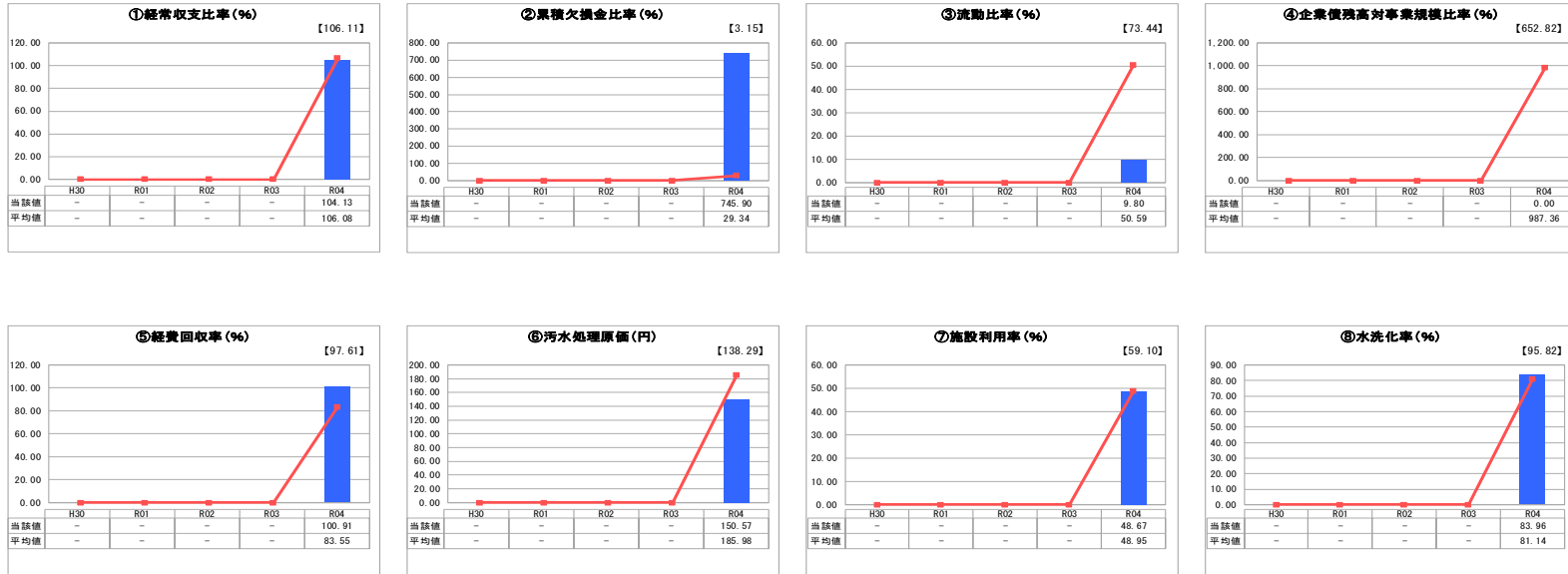
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
6,625	12.77	518.79
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
2,905	0.99	2,934.34

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)

【】 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



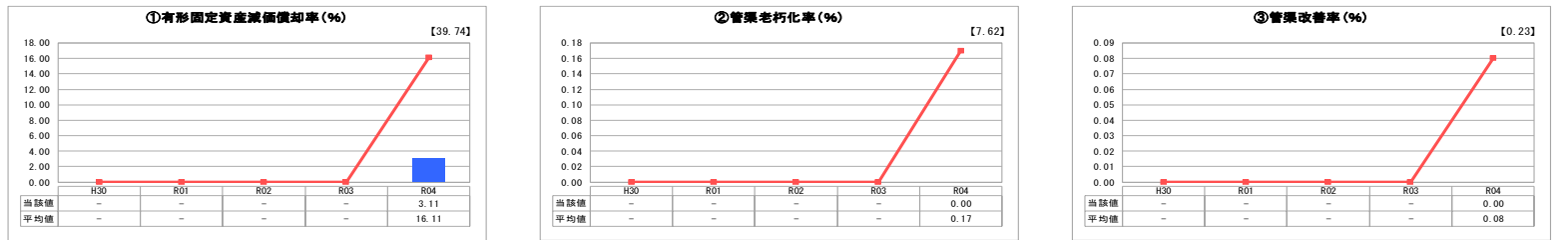
分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
 本町の公共下水道事業は、平成28年度をもって管渠の整備が完了した。
 ①経常収支比率は、100%を超え、⑤経費回収率も100%を超えている。
 ②累積欠損金比率は、当年度純損益はないが、令和4年度からの法適化により前年度未処理欠損金があり、数値が計上されている。
 ③流動比率は事業完了が平成28年度であり、多額の企業債償還が残っているためである。
 ④汚水処理原価は、平均を下回り安価であるが、計画的な機械設備の更新や修繕等を行い、より一層経営努力していく。
 ⑦施設利用率や⑧水洗化率は、管渠の整備が完了して5年以上経過しているため、前年度と比較して微増となっている。
 総じて改善しなければならない部分は経営努力にてカバーしていきたい。

2. 老朽化の状況について

松原浄化センターは平成17年度に供用開始以来、約15年が経過し、施設内及び各マンホールポンプ設備の故障等が発生する場合もあるが、日頃の施設管理の中で保守管理に重点を置き、また、各設備類の耐用年数等を考慮し、オーバーホールや更新を対応する。

2. 老朽化の状況



全体総括

- 平成28年度に管渠の整備が完了し、施設等の維持管理が主流となっている。
- 今後は業務の効率化に努め、より汚水処理原価を抑えるとともに経営努力し、経費率をさらに改善していきたい。
- これらの取り組みを通じて経営基盤を強化し、将来必要となってくる管渠の更新に備えたい。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

《別紙 2》経営比較分析表（農業集落排水事業）

経営比較分析表（令和4年度決算）

和歌山県 美浜町

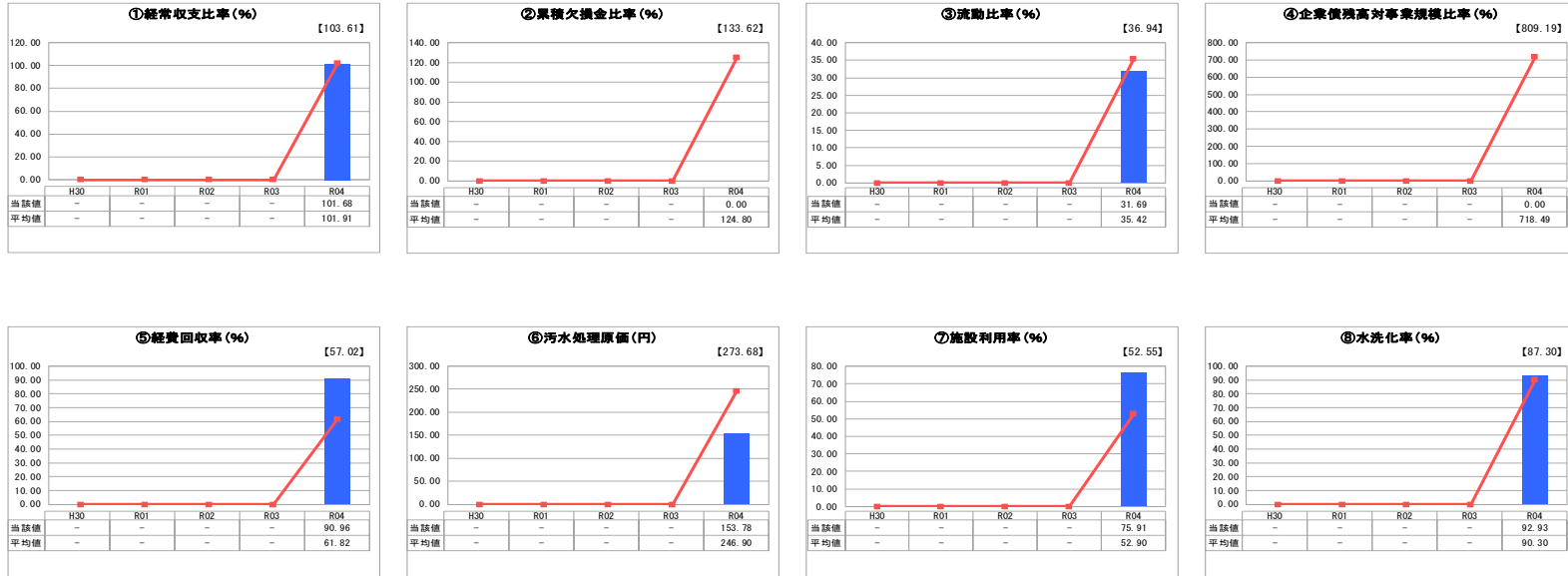
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	農業集落排水	F1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり家賃料金(円)
-	76.99	46.96	104.10	2,863

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
6,625	12.77	518.79
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
3,082	1.02	3,021.57

グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 令和4年度全国平均

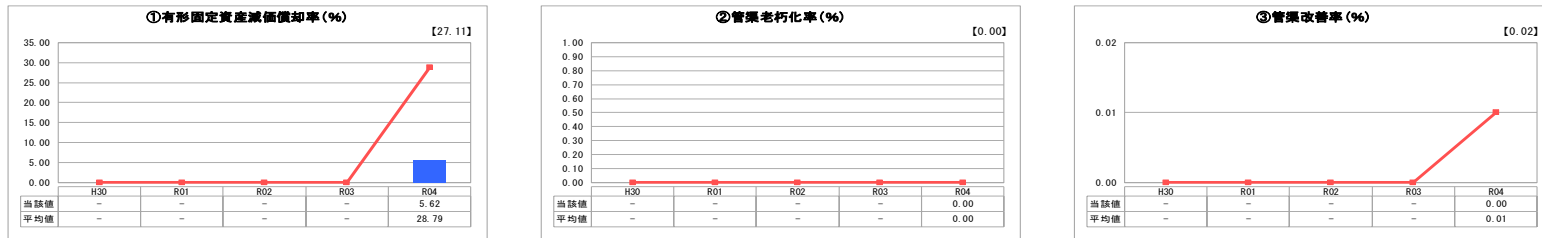
1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
 本町の農業集落排水事業は、平成12年度をもって管渠の整備が完了した。
 ①経常収支比率は、100%を超え、⑤経費回収率も100%近くを推移している。
 ②累積欠損金比率は、当年度純損益はないが、令和4年度からの法適化により前年度未処理欠損金があり、数値が計上されている。
 ③流動比率は、事業完了が平成12年度で20年以上経過しており、平均を上回っている。
 ④汚水処理原価は、平均を下回り安価であるが、計画的な機械設備の更新や修繕等を行い、より一層経営努力していく。
 ⑦施設利用率は毎年微動してほぼ横ばいである。⑧水洗化率は、管渠の整備が完了して20年以上経過しているため、前年度と比較して微増となっている。
 総じて改善しなければならない部分は経営努力にてカバーしていきたい。

2. 老朽化の状況



2. 老朽化の状況について

・和田処理場は平成2年に供用開始以来、硝化水素による機能の低下で、平成25年度に機能強化対策として施設の改築更新工事の設計、平成26・27年度に工事及び工事監理を実施し、平成28年度に機能調整工事を実施した。
 ・入山・上田井処理場は平成6年に供用開始以来、約23年が経過し、施設内及び各中継ポンプ設備の故障等が発生する場合もあるが、日頃の施設管理の中で保守管理に重点を置き、また、各設備の耐用年数等を考慮し、オーバーホールや更新をし対応する。

全体総括

- 1) 現在は施設等の維持管理が主流となっている。
- 2) 今後は業務の効率化に努め経営努力し経費回収率を更に改善していきたい。
- また、一般会計繰入金と使用料金をバランス良く財源とし、企業債残高を減らしていく。
- 3) これらの取り組みを通じ経営基盤を維持し、管路や施設の更新に備えたい。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

《別紙3》下水道事業投資・財政計画（収支計画）

下水道(合計)		(単位:千円, %)												
区 分		年 度												
		R4年度 (決算)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	
收 益 的 收 入	1. 営業収益 (A)	78,246	75,897	73,618	71,407	69,263	67,184	65,167	63,210	61,312	59,470	57,683	55,950	
	(1) 料金収入	78,117	75,773	73,499	71,293	69,153	67,078	65,065	63,112	61,218	59,380	57,597	55,868	
	(2) 受託工事収益 (B)													
	(3) その他	129	124	119	114	110	106	102	98	94	90	86	82	
	2. 営業外収益	121,875	110,016	110,053	109,430	109,279	101,647	98,697	98,532	98,273	98,401	96,725	94,695	
	(1) 補助金	121,846	110,006	110,043	109,420	109,269	101,637	98,687	98,522	98,263	98,391	96,715	94,685	
	他会計補助金	65,848	54,887	55,489	55,853	56,417	53,685	53,024	53,556	54,017	54,629	54,507	54,261	
	その他補助金													
	(2) 長期前受金戻入	55,998	55,119	54,554	53,567	52,852	47,952	45,663	44,966	44,246	43,762	42,208	40,424	
	(3) その他	29	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
収入計 (C)	200,121	185,913	183,671	180,837	178,542	168,831	163,864	161,742	159,585	157,871	154,408	150,645		
支 出	1. 営業費用	173,401	166,613	165,922	164,630	163,818	155,574	151,993	151,231	150,415	150,025	147,897	145,462	
	(1) 職員給与	24,973	19,362	19,362	19,362	19,362	19,362	19,362	19,362	19,362	19,362	19,362	19,362	
	基本給	12,520	9,426	9,426	9,426	9,426	9,426	9,426	9,426	9,426	9,426	9,426	9,426	
	退職給付	1,878	1,414	1,414	1,414	1,414	1,414	1,414	1,414	1,414	1,414	1,414	1,414	
	その他	10,575	8,522	8,522	8,522	8,522	8,522	8,522	8,522	8,522	8,522	8,522	8,522	
	(2) 経費	55,116	55,555	55,998	56,445	56,897	57,354	57,815	58,282	58,752	59,226	59,705	60,189	
	動力費	15,227	15,379	15,531	15,685	15,841	15,999	16,158	16,319	16,481	16,644	16,809	16,976	
	修繕費	11,053	11,053	11,053	11,053	11,053	11,053	11,053	11,053	11,053	11,053	11,053	11,053	
	材料費													
	その他	28,836	29,123	29,414	29,707	30,003	30,302	30,604	30,910	31,218	31,529	31,843	32,160	
(3) 減価償却費	93,312	91,696	90,562	88,823	87,559	78,858	74,816	73,587	72,301	71,437	68,830	65,911		
2. 営業外費用	20,868	19,300	17,749	16,207	14,724	13,257	11,871	10,511	9,170	7,846	6,511	5,183		
(1) 支払利息	20,868	19,300	17,749	16,207	14,724	13,257	11,871	10,511	9,170	7,846	6,511	5,183		
(2) その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
支出計 (D)	194,269	185,913	183,671	180,837	178,542	168,831	163,864	161,742	159,585	157,871	154,408	150,645		
経常損益 (C)-(D) (E)	5,852	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特別利益 (F)														
特別損失 (G)	5,852													
特別損益 (F)-(G) (H)	△ 5,852	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
当年度純利益(又は純損失) (E)+(H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)														
流動資産 (J)														
うち未収金														
流動負債 (K)														
うち建設改良費分														
うち一時借入金														
うち未払金														
累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)														
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)														
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)	78,246	75,897	73,618	71,407	69,263	67,184	65,167	63,210	61,312	59,470	57,683	55,950		
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)														
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)														
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)														
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)														

下水道(合計) (単位:千円)

年 度		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
区 分		(決 算)											
資 本 的 収 入	1. 企 業 債												
	うち資本費平準化債												
	2. 他 会 計 出 資 金	44,672	46,507	49,138	48,474	49,171	50,391	51,302	51,071	51,205	52,301	53,036	46,698
	3. 他 会 計 補 助 金												
	4. 他 会 計 負 担 金												
	5. 他 会 計 借 入 金												
	6. 国(都道府県)補助金												
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金												
	8. 工 事 負 担 金												
	9. そ の 他	2,878	910	885	861	836	811	785	760	734	708	682	656
	計 (A)	47,550	47,417	50,023	49,335	50,007	51,202	52,087	51,831	51,939	53,009	53,718	47,354
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	47,550	47,417	50,023	49,335	50,007	51,202	52,087	51,831	51,939	53,009	53,718	47,354
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費												
	うち職員給与費												
	2. 企 業 債 償 還 金	83,147	83,984	86,021	84,581	84,704	81,483	80,403	79,278	78,033	77,700	77,625	71,322
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金												
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金												
5. そ の 他	1,718	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
計 (D)	84,865	83,994	86,031	84,591	84,714	81,493	80,413	79,288	78,043	77,710	77,635	71,332	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	37,315	36,577	36,008	35,256	34,707	30,291	28,326	27,457	26,104	24,701	23,917	23,978	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金												
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額												
	3. 繰 越 工 事 資 金												
	4. そ の 他	37,315	36,577	36,008	35,256	34,707	30,906	29,153	28,621	28,055	27,675	26,622	25,487
計 (F)	37,315	36,577	36,008	35,256	34,707	30,906	29,153	28,621	28,055	27,675	26,622	25,487	
補填財源不足額 (E)-(F)						△ 615	△ 827	△ 1,164	△ 1,951	△ 2,974	△ 2,705	△ 1,509	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)													
企 業 債 残 高 (H)	1,018,995	9,533,450	885,717	816,774	746,598	675,164	603,226	532,049	461,305	389,845	317,793	317,793	

○他会計繰入金 (単位:千円)

年 度		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
区 分		(決 算)											
収 益 的 収 支 分		44,770	39,908	39,521	38,890	38,407	38,123	37,679	37,080	36,429	35,941	35,644	35,644
	うち基準内繰入金	41,075	39,908	39,521	36,974	35,175	33,605	31,905	30,077	28,225	26,562	25,118	25,118
	うち基準外繰入金	3,695			1,916	3,232	4,518	5,774	7,003	8,204	9,379	10,526	10,526
資 本 的 収 支 分		40,059	42,338	45,094	47,056	48,838	50,391	51,302	51,071	51,205	52,301	53,036	53,036
	うち基準内繰入金		250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	700		
	うち基準外繰入金	40,059	42,088	43,844	45,806	47,588	49,141	50,052	49,821	49,955	51,601	53,036	53,036
合 計		84,829	82,246	84,615	85,946	87,245	88,514	88,981	88,151	87,634	88,242	88,680	88,680

《別紙4》原価計算表

原価計算表

処理区域内人口

5,987人

(令和4年度末)

計算期間

自2024年4月至2028年3月

(5年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)
使 用 料 (X)	千円 78,117	千円 71,359	千円	千円 71,359
受 託 工 事 収 益				0
そ の 他	129	115		115
合 計	78,246	71,474	0	71,474

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)
管渠費	人件費			
	給 料	千円	千円	千円
	諸 手 当			0
	福 利 費			0
	修 繕 費	5,870	5,870	5,870
	材 料 費			0
	路 面 復 旧 費			0
	委 託 料	7,721	7,956	7,956
そ の 他	3,269	3,369	3,369	
小 計	16,860	17,195	0	17,195
ポンプ場費	人件費			
	給 料			0
	諸 手 当			0
	福 利 費			0
	動 力 費			0
	修 繕 費			0
	材 料 費			0
	薬 品 費			0
委 託 料			0	
そ の 他			0	
小 計	0	0	0	0
処理場費	人件費			
	給 料			0
	諸 手 当			0
	福 利 費			0
	動 力 費	12,847	13,237	13,237
	修 繕 費	5,115	5,115	5,115
	材 料 費			0
薬 品 費	1,555	1,603	1,603	
委 託 料	11,403	11,749	11,749	
そ の 他	4,471	4,607	4,607	
小 計	35,391	36,311	0	36,311

一般管理費	給料	12,520	12,550		12,550
	人件費				
	諸手当	5,445	5,445		5,445
	福利費	5,374	5,374		5,374
	流域下水道管理運営費負担金				0
委託料	委託料	895	922		922
	その他	3,602	3,970		3,970
小計		27,836	28,261	0	28,261
資本費	支払利息	20,868	16,247	16,247	0
	減価償却費	93,313	87,500		87,500
	企業債取扱諸費				0
小計		114,181	103,747	16,247	87,500
合計	(Y)	194,268	185,514	16,247	169,267

資産維持費 (Z)	
使用料対象経費 (Y) + (Z)	169,267

$$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 0.42$$

<使用料水準についての説明>

値が1.00を下回っており料金収入だけでは賄えておらず、料金の値上げが必要になってくるが、会計的には従前より一般会計からの繰入で赤字補填ができており、平成30年の3処理区料金平準化以降も料金を据え置いています。財政担当課と協議のうえ、少しでも維持管理費を削減できるよう努めていく。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。